

京都市再犯防止推進計画の現状と課題について

京都市再犯防止推進計画（以下「計画」という。）の現状と課題について、アンケート調査の結果を踏まえ、計画の柱毎に取りまとめた。

柱 1 住居・就労の確保等による社会の居場所づくり

- ・ 住居、就労の確保に向けた支援については、更生支援相談員の配置、関係機関との意見交換会の実施等、ネットワークの形成（顔の見える関係の構築）に努めているものの、当事者向けのアンケート調査では、未だ住居や就労に関する不安の声が多く、各支援施策が十分に行き届いていない現状が浮き彫りになった。
- ・ 高齢、障害等の矯正施設出所者の帰住先となり得る施設やグループホーム等については、現状、受け入れ可能な事業所が少ないため、事業所の新規開拓が課題となっている。
- ・ 協力雇用主としての登録には至るものの、雇用には至っていないケースが少なからずあるうえ、雇用後の企業に対するフォローも十分とは言えない。
- ・ 矯正施設出所者に対する居場所・出番づくりともなるボランティア活動へのコーディネートについては、現状、十分な周知・啓発ができていない。
- ・ アンケート調査では、再犯に至る理由として「社会に居場所（生きがい）がない」ことが多く挙げられており、居場所づくりに向けた取組の継続が必要と思われる。

柱 2 ネットワークの充実による保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関等と連携した研修会の対象を拡大するなど、関係機関との連携は進みつつあるが、一方で、刑事司法関係機関から医療機関との連携が不足しているとの意見が出ている。
- ・ アンケート調査では、「保健所との連携不足」「発達障害や依存症の対象者について、専門機関と連携した保護観察が必要」などの意見があり、支援ネットワークの更なる充実が必要と思われる。
- ・ 「高齢」、「障害」、「生活困窮」、「子ども」等、福祉サービスの行政窓口が分かれており、制度の狭間に陥るケースも少なからずある。
- ・ ひきこもりや孤独・孤立等、生きづらさを抱える方の課題は複合化・複雑化しているため、自治体や民間団体等による重層的な支援体制の構築が必要である。

柱 3 非行の未然防止、犯罪等をした少年への継続した学びの支援

- ・ 少年非行が低年齢化する中、自治体や学校の取組で非行を未然防止するには限界があり、地域で子どもを見守る自治会や民生委員等との連携が必要である。
- ・ 犯罪等をした少年への継続した学びの支援に当たっては、子ども関係部局や学校との連携が必要不可欠であるが、特に保護者や家族へのアプローチの面で、十分な連携体制が構築できていない。

- ・ 京都少年鑑別所（法務少年支援センター）による地域援助業務など、少年やその家族を対象にした各施策へのつながりが十分にできていない。
- ・ 家族の元へ帰ることができない少年院出院者等の支援に当たっては、住居や就労、居場所の確保等の困難さから支援団体が疲弊してしまうケースもあるため、関係機関や本市関係部局との一層の連携が必要である。
- ・ アンケート調査では、「少年の再犯防止は、まず親に求めるものであり、家庭内の教育が大切である」との意見もあるため、少年の家族を含む世帯全体へのアプローチが必要と考えられる。

柱4 犯罪等をした人の年齢や特性に応じた効果的な支援の実施

- ・ 年齢や特性に応じた効果的な支援の実施のためには、医療機関をはじめとした各支援機関との連携が必要不可欠であるが、適切な支援につなげるための仕組みが構築されているとは言えない。
- ・ アンケート調査において、「発達障害や依存症等に対する一般社会の理解が不十分である」との意見が少なからずあり、更なる理解促進が必要である。
- ・ 犯罪等をした人の中には、生育過程で困難な環境にあった人や過去の被害体験の影響により自己肯定感が低く、再犯や非行に至ってしまう人がいるため、更生意欲を高めるだけでなく、豊かな人間性を育むことも必要である。

柱5 民間協力者の活動との更なる連携、広報・啓発活動の推進による地域社会への理解促進

- ・ 啓発パネルや啓発冊子の作成、イベントの開催等によって、民間協力者との顔の見える関係づくりが進む一方、実際の支援に当たっては、保護司や保護司会、協力雇用主との更なる連携が必要な状況である。
- ・ アンケート調査では、民間協力者の中にも計画の存在を知らない方がいることが浮き彫りとなったほか、「作製した広報物がより多くの方に届くような工夫が必要」といった意見もあった。
- ・ 犯罪等をした人が地域で生きがいを持って生活していくためには、地域社会がすべての人を差別なく受け入れ、共生していくこと（インクルージョンの推進）が重要である。

柱6 「再犯防止×京都の文化力」の視点による取組の推進

- ・ 少年鑑別所に在所している少年や矯正施設の受刑者、更生保護施設の入所者等、体験者から好評を得ているが、体験は限定的（年3回、計10名程）となっている。
- ・ 柱の1つとして位置付けるならば、今後は、芸術など伝統産業体験以外の分野まで拡大していく必要があるが、本市予算の制約もあり、大幅な拡大は困難である。
- ・ 京都の文化力を生かして豊かな人間性を育むという点で本取組が有効であることは間違いないが、矯正施設との連携による効果的な支援の実施という意味では、実態として**柱4**と重複する部分が多い。